第四十七条第九号の次に次の一号を加える。

九の二　平成二十四年一元化法附則第四十一条第一項の規定による遺族共済年金又は平成二十四年一元化法附則第六十五条第一項の規定による遺族共済年金（厚生年金保険法の規定を適用するとしたならば法第四十条第一項の規定により支給する厚生年金保険法の規定による遺族厚生年金として算定されることとなる額を当該遺族共済年金の額として支給する場合を除く。）

第五十三条を削り、第五十二条を第五十三条とし、第五十一条の次に次の一条を加える。

（法第二十五条第一項の規定により厚生年金保険の被保険者となろうとする者が申し出る実施機関）

第五十二条　法第二十五条第一項の規定により厚生年金保険の被保険者となろうとする者は、その者が同項の規定により第一号厚生年金被保険者となる場合には厚生年金保険法第二条の五第一項第一号に定める者に、第二号厚生年金被保険者となる場合には同項第二号に定める者に、第三号厚生年金被保険者となる場合には同項第三号に定める者に、第四号厚生年金被保険者となる場合には同項第四号に定める者に申し出るものとする。

第五十六条第一項の表以外の部分中「第三十七条第七項」を「第四十条第七項」に、「、厚生年金保険の被保険者期間」を「、第一号厚生年金被保険者期間」に、「国家公務員共済組合の組合員期間、地方公務員共済組合の組合員期間」を「第二号厚生年金被保険者期間（同表の第三欄に掲げる国家公務員共済組合の組合員期間を含む。）、第三号厚生年金被保険者期間（同表の第三欄に掲げる地方公務員共済組合の組合員期間を含む。）」に、「及び厚生年金保険の被保険者期間」を「及び第一号厚生年金被保険者期間」に改め、同項の表一の項中

厚生年金保険の被保険者期間	昭和十五年六月（第二各号に掲げる社会保障協定に係る場合にあっては、昭和十七年六月とする。）以後（第二の表において同じ。）の相手国期間（ドイツ協定に係る場合にあっては、ドイツ保険料納付期間とする。）

を

第一号厚生年金被保険者期間	昭和十五年六月（第二十一条第一項各号に掲げる社会保障協定に係る場合にあっては、昭和十七年六月とする。）以後（第二の表において同じ。）の相手国期間（ドイツ協定に係る場合にあっては、ドイツ保険料納付期間とする。）

に、

厚生年金保険の被保険者期間	昭和六十年国民年金等改正法附則第五十七条において適用する昭和六十年国民年金等改正法附則第十二条第一項第二号
国家公務員共済組合の組合員期間	
地方公務員共済組合の組合員期間	
私立学校教職員共済法による加入者期間	

を

第一号厚生年金被保険者期間	昭和六十年国民年金等改正法附則第五十七条において適用する昭和六十年国民年金等改正法附則第十二条第一項第二号
第二号厚生年金被保険者期間	
第三号厚生年金被保険者期間	
第四号厚生年金被保険者期間	

に改め、同項第二欄中「国家公務員共済組合法附則第十三条の五」を「平成二十四年一元化法附則第三十五条第四項」に、「地方公務員等共済組合法附則第二十八条の九」を「平成二十四年一元化法附則第五十九条第五項」に改め、同項第三欄中「以後の厚生年金保険の被保険者期間」の下に「（第一号厚生年金被保険者期間に係るものに限る。）」を加え、同表二の項中

厚生年金保険の被保険者期間	昭和十五年六月以後の相手国期間

を

厚生年金保険の被保険者期間（法第七条に規定する者が二以上の種別の被保険者であった期間を有する者であるにあっては、その者の二以上の被保険者の種別に係る被保険者期間を合算し、一の期間を有するものとみなした場合における当該被保険者期間とする。）	昭和十五年六月以後の相手国期間

に改め、同項第三欄中「以後の厚生年金保険の被保険者期間」の下に「（第一号厚生年金被保険者期間に係るものに限る。）」を加え、同表三の項中「被保険者期間」の下に「（法第二十七条に規定する者が二以上の種別の被保険者であった期間を有する者である場合にあっては、その者の二以上の被保険者の種別に係る被保険者期間を合算し、一の期間のみを有するものとみなした場合における当該被保険者期間とする。）」を加え、同条第二項の表一の項中

厚生年金保険の被保険者期間	厚生年金保険法附則第八条第二号、第二十八条の三第一項第二号若しくは第三号又は昭和六十年国民年金等改正法附則第五十七条において適用する昭和六十年国民年金等改正法附則第十二条第一項第三号

を

第一号厚生年金被保険者期間	厚生年金保険法附則第八条第二号、第二十八条の三第一項第二号若しくは第三号又は昭和六十年国民年金等改正法附則第五十七条において適用する昭和六十年国民年金等改正法附則第十二条第一項第三号

に、

厚生年金保険の被保険者期間	昭和六十年国民年金等改正法附則第五十七条において適用する昭和六十年国民年金等改正法附則第十二条第一項第二号
国家公務員共済組合の組合員期間	
地方公務員共済組合の組合員期間	
私立学校教職員共済法による加入者期間	

を

第一号厚生年金被保険者期間	昭和六十年国民年金等改正法附則第五十七条において適用する昭和六十年国民年金等改正法附則第十二条第一項第二号
第二号厚生年金被保険者期間	
第三号厚生年金被保険者期間	
第四号厚生年金被保険者期間	